

新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置を踏まえた建築物環境計画書制度の当面の運用について

東京都緊急事態措置を実施するため、当面の間、建築物環境計画書制度の運用について、以下のとおりとします。

事業者の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

1 各種届出の提出について

○当面の間、新型コロナウイルスまん延防止への対応により、提出期限までに各種届出のご提出ができない場合は、提出期限を延長※します。

○各種届出をご提出いただく場合は、原則、郵送での手続きをご利用ください。窓口対面での受付は行いませんので、ご了承ください。

※延長期間は決まり次第、別途、お知らせいたします。

《郵送による各種届出の方法》

- ・封筒に必要書類を同封のうえ、次のあて先へ送付してください。
- ・各種届出の提出に必要な書類は「東京都建築物環境計画書作成の手引き」をご参照ください。（手引きは[こちら](#)からダウンロードできます。）
- ・郵送いただく書類をご案内いたしますので、事前にヘルプデスク宛てにお電話ください。

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎 20階南
「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク 宛

※注意事項（郵送前に必ずご確認ください）

- ・封筒には「東京都建築物環境計画書制度に関する書類在中」と明記してください。
- ・ヘルプデスクに書類が到着した日を収受日とさせていただきます。
- ・届出書の内容について、ヘルプデスクより電話またはメールで確認のご連絡をする場合があります。

2 各種届出の副本返却について

- 当面の間、各種届出の手続き完了後も副本返却は行いませんので、ご了承ください。窓口対面でのお渡しが可能となりましたら、個別にお電話でご連絡いたします。この間、副本返却が必要な方は、ヘルプデスクまでご相談ください。
- なお、窓口や審査体制の縮小に伴い、ご提出いただいた各種届出の手続きは通常よりお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

3 お問合せ、ご相談について

- 当面の間、窓口を縮小します。お問合せ、ご相談は、電話又はメールでお受けいたします。
また、ご回答には、通常よりお時間をいただく場合がございますので、ご了承ください。

《問合せ先》

■建築物環境計画書の作成・提出、その他各種届出に関すること
「東京都建築物環境計画書制度」ヘルプデスク

TEL:03-5320-7879

メールアドレス building(at)kankyo.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

■制度全般に関すること

東京都 環境局 地球環境エネルギー部 環境都市づくり課

TEL:03-5388-3536